区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年九月二十五日
防衛大臣　小野寺五典
日　時　平成二十九年十月十一日から同月十七日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦等　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十九年九月二十五日
東北地方整備局長　津田　修一
その関係図面は、平成二十九年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
一　道路の種類及び路線名　一般国道四十七号
二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する区域　山形県東田川郡庄内町余目字西田一一八番一から同町余目字竹畑二三七番一まで
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月二日
占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十九年九月二十五日
東北地方整備局長　津田　修一
その関係図面は、平成二十九年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
路線名　一般国道四号
供用開始の区間　関東地方整備局及び同局岩手河川国道事務所管内
供用開始の期日　平成二十九年九月二十五日
縦覧場所　関東地方整備局及び同局岩手河川国道事務所
変更前後別　変更前　後
敷地の幅員　最小　三二・一六メートル　三二・一六メートル
最大　三二・一六メートル　二五六・二二メートル
延長　最小　〇・九五キロメートル　〇・五四一キロメートル
最大　〇・五四一キロメートル　〇・五四一キロメートル

○関東地方整備局告示第二百四十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十九年九月二十五日
関東地方整備局長　泊　宏
その関係図面は、平成二十九年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十四号
(三)　道路の区域
区　間　変更前後別　敷地の幅員　延長
市川市稲荷木一丁目五七六番一から同市鬼高四丁目二七九番六まで　前　三二・一六～三二〇・九五メートル　〇・五四一キロメートル
後　三二・一六～二五六・二二メートル　〇・五四一キロメートル
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十九年九月二十五日
関東地方整備局長　泊　宏
その関係図面は、平成二十九年九月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。
路線名　中部横断自動車道
道路の区域
区　間　変更前後別　敷地の幅員　延長
山梨県南巨摩郡身延町下八木沢字久保一二九二番一から同町下八木沢字駒狩九七三番一まで　前　最大　一三一・〇三メートル　〇・一〇〇キロメートル
最小　三九・〇〇メートル　〇・一〇〇キロメートル
後　最大　一五一・五二メートル　〇・一〇〇キロメートル
最小　三九・九九メートル　〇・一〇〇キロメートル
図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十九年九月二十五日
北陸地方整備局長　小俣　篤
その関係図面は、平成二十九年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
路線名　一般国道百五十九号
供用開始の区間　金沢市神谷内町ヲ五番一から同市御所町カ一番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十九年九月二十五日

○中部地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年九月二十五日
中部地方整備局長　塚原　浩一
一　施行者の名称　三重県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第三百四十六号桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道事業北勢沿岸流域下水道（北部処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十二年三月十七日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし